

学校いじめ防止基本方針

会津坂下町立坂下中学校
令和 7年1月 改定

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること（法第1条）を認識し、本方針を推進する。

いじめは、人権に関する重大な問題である。

そのためには、すべての生徒及び教職員・保護者が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識のもと、全ての生徒が安心して学校生活を送り、意欲的に様々な活動に取り組むことができる教育環境づくりに努める。

また、いじめ事案においては、いじめられている生徒（保護者）の立場に立って「全力で守り通す」という姿勢で、学校全体でいじめ事案の解決に取り組む。

いじめは、被害者側にも問題があるなどの考えは否定されるべきものであり、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」・「傍観者」といわれる周囲の生徒への注意も必要である。学校、家庭、地域と連携し、継続して防止対策、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

(2) いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年・特別支援学級生徒指導担当、養護教諭、S C、S S W、その他校長が必要と認める者をもって、いじめ防止対策委員会を組織する。

(2) 毎週月曜日に委員会を開き、いじめの早期発見に向けた情報交換等を行う。いじめ事案発生時には臨時に委員会を開催する。その場合には当該生徒が在籍する学年主任・学級担任も参加する。

(3) 役割内容

- ①取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、評価、改善を行う役割
- ②いじめの相談、通報の窓口としての役割
(事実確認、保護者との連携、関係機関との連携)
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には委員会を緊急に開催し、情報の迅速な共有、対応を検討するとともに、保護者との連携を図るなどの役割
- ⑤いじめ事案の解消に向けて、教育委員会等との指導・連携を図る役割

3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 人権教育、道徳教育、情報モラル教育など、すべての教育活動を通して規範意識や集団の在り方、他者を思いやる心についての学習を深めさせる。
- (2) インターネットによるいじめは喫緊の課題として、道徳や学級活動等での日常的な指導に加え情報モラル教室等の計画的な実施、保護者への啓発を行う。その際、学校と家庭・地域と連携して取り組む。

- (3) 校内の教育相談の充実を図り、生徒が1人で悩みを抱え込むことがないよう、S Cなどを効果的に活用するとともに、公的な相談機関、相談窓口を周知する。
- (4) P T A活動や保護者会、学校発信の文書やホームページ等を通して保護者への協力を求めるなど保護者や地域全体でいじめの防止に取り組む。
- (5) いじめ問題への取組と対応については定期的に点検を行い、改善を図るとともに学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- (6) 互いを認め合い、安らぎのある、生徒一人一人の居場所がある学級経営に努める。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 生活ノートの点検や日常の学校生活の観察など
- (2) 生活アンケートの実施（5月、11月、2月及び必要に応じて）
- (3) 教育相談の実施（年1回：6月）
- (4) 三者面談の実施（年1回：11月～12月及び必要に応じて）
- (5) 生徒・保護者への学校評価アンケートの実施（年2回：7月、12月）
- (6) 教職員による日常的な情報交換
- (7) Q-Uの活用による個人・学級集団の把握と対応

5 いじめに対する措置

- (1) いじめに係わる相談を受けた場合には、速やかに事実の有無の確認を行う。ただし、早急な解決、原因の究明等のための不当な指導は行わない。特に生徒に対する禁足行為は被害生徒、加害生徒への精神的な影響が大きいことから決して行わない。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめ事案には、いじめ防止対策委員会を中心とし、学校全体で組織的に対応する。
- (4) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められた場合には、いじめを行った生徒には、その保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。指導や対応が困難な場合、または地域社会全体で対応すべきと判断される場合は、速やかに教育委員会に報告し、指導を仰ぐとともに、連携して解決に取り組む。
- (5) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。なお、いじめを受けた生徒及び保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）を捉え、適切に対応する。

6 ネットいじめの防止等の取組

- (1) ネットいじめの捉え方
 - ネットの匿名性を利用した誹謗中傷は、相手が特定できず解決に時間要するなど、指導しにくい面がある。
 - S N Sアプリ等のアカウントで人物が特定される場合には、直接的な攻撃よりも、グループから外したり、対象をぼかしたりする攻撃が考えられる。あるいは名指しで攻撃されるときはより深刻で「公然と攻撃してよい対象」と認識されていることがある。
 - ネットの拡散性による危険は、たとえば、友人同士で画像・動画を共有したのち、その画像・動画がなんらかのきっかけで、思わぬ相手へ悪意のある目的で拡散することなどである。
- (2) ネットいじめの未然防止
学校においては、アンケート（実態把握）実施や1人1台端末の取扱説明を通した指導、

情報モラル教室の開催、道徳教育の充実等を図る。SNS などに悪口・デマ・うわさ・誹謗・中傷の書き込みや悪意をもって写真等をアップロードすることは、いじめであり決して許されない行為ではないこと、また、悪質な場合は犯罪として警察に検挙される場合もあることを十分考慮させる。

家庭に向けては、啓発を継続するとともに、家庭でのルールづくりを促す。また、ネットに係るトラブルの相談窓口を周知する。保護者への情報提供や啓発活動に努める。SNS でのトラブルの早期発見の協力と家庭での管理のポイントについて周知し、フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについては特に強調して説明を行う。

(3) ネットいじめの早期発見

教育相談の充実を図ることなどに加えて、ネットいじめは学校外で起こることが多いことから、家庭との連携を日頃から図る。

(4) ネットいじめに対する措置

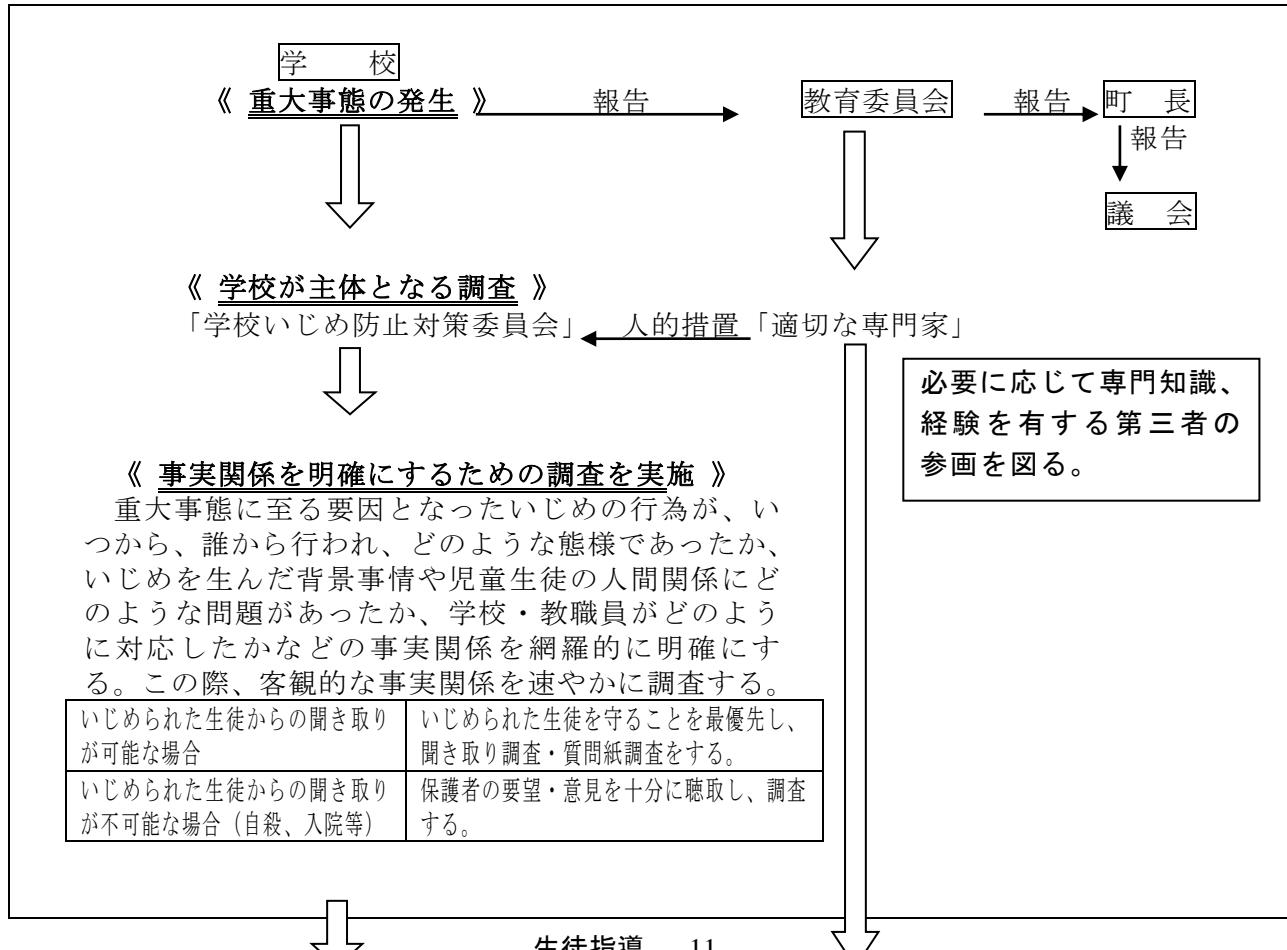
ネット内やその背景等を丁寧に事実確認し、ネットの拡散性を踏まえた迅速な対応を実行する。また、スマホ等の契約者（保護者）の協力や関係機関との連携を図る。

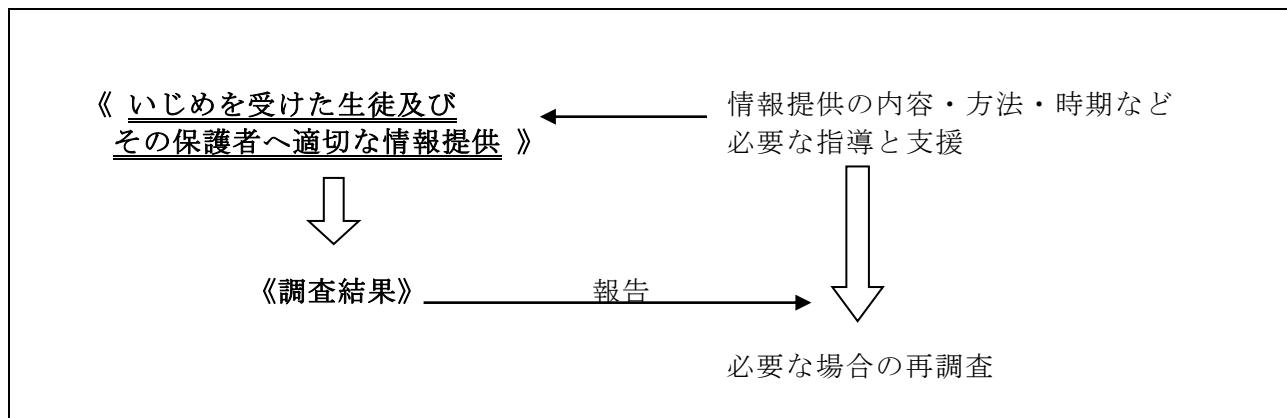
7 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア生徒が自殺を企てた場合。
 - イ身体に重大な傷害を負った場合。
 - ウ金品等に重大な被害を被った場合。
 - エ精神性の疾患を発症した場合など。
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合も含む。）
- ③生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事案発生時の対応





8 その他

いじめ問題への取組と対応については定期的に評価と点検を行い、改善を図るとともに学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。